

地域防災計画

資料編

平成20年5月

和寒町防災会議

目 次

条例及び協定等	1
条例 1 . 和寒町防災会議条例	1
条例 2 . 和寒町災害対策本部条例	2
協定 1 . 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	3
協定 2 . 北海道広域消防相互応援協定	5
協定 3 . 和寒郵便局、和寒町間の協力に関する協定	7
(別記) 北海道災害義援金募集(配分)委員会会則	9
図表等	11
第 4 章 - 別表 1 水防区域	11
第 4 章 - 別表 2 地すべり・がけ崩れ等危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)	12
第 4 章 - 別表 3 土石流危険区域	13
第 4 章 - 別表 4 危険物取扱所及び貯蔵所	14
第 4 章 - 別表 5 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	15
第 4 章 - 別表 6 消防組織	15
第 4 章 - 別表 7 消防施設整備状況	16
第 4 章 - 別表 8 対象地区別避難所及び避難場所	17
第 4 章 - 別図 1 災害危険図	19
第 5 章 - 別表 1 被害状況の判定基準	20
第 5 章 - 別表 2 車両確保の現況	24
第 5 章 - 別表 3 ヘリコプター発着可能地	24
第 5 章 - 別表 4 災害応急金融計画(大要)	25
様式	32
第 3 章 - 様式 1 注意報、警報並びに情報等受理票	32
第 4 章 - 様式 1 水防活動実施報告書	33
第 5 章 - 様式 1 災害情報	34
第 5 章 - 様式 2 被害状況報告(速報 中間 最終)	36
第 5 章 - 様式 3 公用令書等(別表 第 1 号様式～第 6 号様式)	38
第 5 章 - 様式 4 避難所収容台帳(避難所)	41
第 5 章 - 様式 5 避難所設置及び収容状況(和寒町)	41
第 5 章 - 様式 6 規制の標識等	42
第 5 章 - 様式 7 緊急通行車両確認証明書	43
第 5 章 - 様式 8 世帯構成員別被害状況	43
第 5 章 - 様式 9 物資購入(配分)計画表	44
第 5 章 - 様式 10 物資受払簿	44
第 5 章 - 様式 11 物資給与及び受領簿	45
第 5 章 - 様式 12 物資の給与状況	45
第 5 章 - 様式 13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	46
第 5 章 - 様式 14 救急患者の緊急搬送情報伝達票	47
第 5 章 - 様式 15 自衛隊の災害派遣要請	48
第 5 章 - 様式 16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	49

条例及び協定等

条例 1 . 和寒町防災会議条例

和寒町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 25 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基き、和寒町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和寒町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

条例 2 . 和寒町災害対策本部条例

和寒町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 26 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基き、和寒町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

協定 1 . 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手續)

第 7 条被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

- 第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
- 2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。
但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第 11 条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 9 年 11 月 5 日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 9 年 11 月 5 日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

協定 2 . 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

- 第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

- 第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

- 第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

- 第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成6年7月25日締結)

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構成市町等(注 道北以外の地域については、略)
道北地方	旭川市、大雪消防組合、上川中部消防事務組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、富良野地区事務組合、増毛町、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合

協定 3 . 和寒郵便局、和寒町間の協力に関する協定

災害時における和寒郵便局、和寒町間の協力に関する協定書

和寒郵便局（以下「甲」という。）及び和寒町（以下「乙」という。）は、和寒町内に発生した地震その他の災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、和寒町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資の集積場所等としての提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等として提供
- (3) 甲が和寒町内各地域における集配業務等を通じて収集した被災町民の避難先及び被災状況等の情報提供
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (5) 甲による必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 災害救助法適用時における郵便・為替郵便・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (7) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第 5 条 甲は、和寒町災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 6 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第 7 条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第 8 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第 9 条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては和寒郵便局長、乙においては和寒町防災担当課長とする。

（協議）

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年3月10日

甲 和寒郵便局
代表者 和寒郵便局長

乙 和寒町
代表者 和寒町長

(別記)北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(別記)北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集(配分)委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道本部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道本部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(会議)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(委員)

第7条 義援金募集(配分)要綱は別紙(別記2)要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は昭和57年9月1日から実施する。

災害義援金品募集北海道地方委員会会則(昭和23年9月25日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集(配分)業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施することから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

別紙（別記2）災害義援金事業（配分）要綱骨子

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集(配分)要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「 災害義援金募集（配分）要綱」とする。
 - 2 実施主体
北海道災害義援金募集（配分）委員会とする。（事務局：日本赤十字社北海道支部）
 - 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
 - 4 趣旨
都度委員会において定める。
 - 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
 - 6 募集期間
都度委員会において定める。
 - 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
 - 8 義援金の受付窓口
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
 - 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。
- (2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 1 0 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
 - 1 1 配分方法
委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議の上適正に被災市町村長又は都府県知事若しくは日赤支部長・地区本部長、地区長等に配分する。
 - 1 2 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ピラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
- (2) 義援金の募集成績は概ね1ヶ月2回程度集計し、又配分結果についてはその都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 1 3 義援品の取扱い
義援品は原則として取り扱わない。
 - 1 4 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- (2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。
- 1 5 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

図表等

第4章 - 別表1 水防区域

(平成19年6月現在)

一 連 図 面	危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設(棟)	道路	その 他	実施機関	概要
	和寒町	北原	天塩川	1級剣淵川	0~1.9	左岸 1,900	堤防断面	10		町道	耕地 90ha	道建設部	実施済み
	和寒町	北原・川西	天塩川	1級剣淵川	1.9~7.9	両岸 6,000	堤防断面	240	2	道々和寒幌 加内線、道々 和寒鷹栖線 町道	耕地 605ha	道建設部	実施済み
	和寒町	川西・中和	天塩川	1級剣淵川	7.9~12.8	両岸 4,900	堤防断面	26		道々和寒鷹 栖線 町道	耕地 363ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	南丘	天塩川	1級剣淵川	15.3~15.7	左岸 400	堤防断面			町道		道建設部	計画検討中
	和寒町	北原	天塩川	1級ハツケハ ッハ川	0~1.5	右岸 1,500	堤防断面	5		町道	耕地 61ha	道建設部	実施済み
	和寒町	北原・菊野	天塩川	1級ハツケハ ッハ川	1.5~4.9	右岸 3,400	氾濫	8		道々三和剣 淵線 町道	耕地 91ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	東和	天塩川	1級6線川	0~4.0	左岸 4,000	氾濫	7		国道40号線 町道	耕地 45ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	北原・菊野	天塩川	1級辺乙部 川	0~6.0	両岸 6,000	堤防断面	29		道々和寒幌 加内線、道々 三和剣淵線 町道	耕地 545ha	道建設部	実施済み
	和寒町	菊野・西和	天塩川	1級辺乙部 川	6.0~15.2	両岸 9,200	堤防断面	30	2	道々和寒幌 加内線 町道	耕地 454ha	道建設部	実施済み
	和寒町	三和	天塩川	1級ソソナイ 川	0~1.3	両岸 1,300	堤防断面	3		町道	耕地 45ha	道建設部	実施済み
	和寒町	三和	天塩川	1級ソソナイ 川	1.3~1.5	両岸 200	氾濫			道々和寒幌 加内線、道々 三和剣淵線 町道	耕地 15ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	三和	天塩川	1級タツネウシ ハッハ川	0~0.4	両岸 400	堤防断面	3		町道	耕地 20ha	道建設部	実施済み
	和寒町	三和	天塩川	1級タツネウシ ハッハ川	0.4~2.5	両岸 2,100	氾濫	2	2	道々和寒幌 加内線 町道	耕地 30ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	西和	天塩川	1級西和川	0~0.4	両岸 400	堤防断面	3		道々和寒幌 加内線 町道	耕地 20ha	道建設部	実施済み
	和寒町	西和	天塩川	1級西和川	0.4~2.5	両岸 2,100	氾濫	1		町道	耕地 11ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	三笠	天塩川	1級ワカリイ ナイ川	0~0.6	両岸 600	氾濫	190	2	町道	耕地 15ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	三笠	天塩川	1級マタルク シケネチ川	0~2.5	両岸 2,500	氾濫	19		道々和寒鷹 栖線 町道	耕地 151ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	三笠	天塩川	1級マタルク シケネチ川	2.5~3.2	右岸 700	氾濫	3		町道	耕地 30ha	道建設部	計画検討中
	和寒町	三笠	天塩川	1級マタルク シケネチ川	3.2~8.6	右岸 5,400	氾濫	7	1	国道40号線 町道	耕地 61ha	道建設部	計画検討中

第4章 - 別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

（平成20年1月現在）

番 号		危険区域の現況				予 想 さ れ る 被 害				法令等における指定状況				整 備 計 画			
一 連	図 面	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域の関 連		実施 機関	概 要
														全部	一部		
535	1	和寒町	東和1	六線川	1				普通六 線川 田 21ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
536	2	和寒町	東和2	六線川	1	1		町道 和 寒上土 別間道 路	普通六 線川 田 0.5ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
537	3	和寒町	渋谷の沢	ペオッペ 川	1	1		町道 菊 野剣淵 間道路	1級ハッ ヘ川 田 1.6ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
538	4	和寒町	上坊寺の沢	東陵川	1			町道 和寒上 土別間 道路	普通 東陵川		総点検					道 水産林務部	計画検討中
539	5	和寒町	送電線	ペオッペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
540	6	和寒町	関根山腹	ペオッペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
541	7	和寒町	加藤の山腹	ペオッペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
542	8	和寒町	ひぐらし 公園	ひぐらし 公園地先	2			国道 40 号線	1級マルク シユクネフチ 川		総点検					道 水産林務部	計画検討中

出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

第4章 - 別表3 土石流危険区域

(平成19年6月現在)

番号	危険区域の現況										予想される被害			整備計画			
	一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	渓流名	平成年度 渓流番号	渓流概況 渓流長 (km)	面積 (ha)	砂防指定 番号	年度	住家 (戸)	公共 施設	道路	その他	実施機関
958	1		和寒町	菊野	天塩川	一級 ハオッハ川	菊野の沢		0.3	1.0				町道 菊野 中央道路		道 林務部	計画検討中
959	2		和寒町	東和	天塩川	一級 六線川	東和の沢 A		0.3	1.0				町道 東和 4線道路	田 2.4ha	道 林務部	計画検討中
960	3		和寒町	東和	天塩川	一級 六線川	東和の沢 B		0.7	2.0				町道 東和 4線道路		道 林務部	計画検討中
961	4		和寒町	朝日	天塩川	一級 剣淵川	19線の 沢A		2.5	5.0		3		町道 東和 19線道路	田 4.4ha	道 林務部	計画検討中
962	5		和寒町	朝日	天塩川	一級 剣淵川	19線の 沢B		1.7	5.0		3	浄水場	町道 東和 19線道路	田 4.4ha	道 林務部	計画検討中
963	6		和寒町	福原	天塩川	一級 ハオッハ川	福原の沢		0.7	2.0				町道 雨電 旭川線		道 林務部	計画検討中
964	7		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	13線の 沢		0.9	2.0		3		町道 和寒 幌加内線	田 5.8ha	道 林務部	計画検討中
965	8		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	郵便局の 沢		0.7	2.0		8		町道 和寒 幌加内線	田 3.1ha	道 林務部	計画検討中
966	9		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	学校の沢		1.0	3.0		7		町道 和寒 幌加内線	田 5.9ha	道 林務部	計画検討中
967	10		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	西和の沢		0.7	2.0				町道 西和 9線道路		道 林務部	計画検討中
968	11		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	11線の 沢		0.5	1.0		5		町道 西和 11線道路	田 7.4ha	道 林務部	計画検討中
969	12		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	ホホロ川		0.8	2.0				町道 西和 11線道路	田 0.9ha	道 林務部	計画検討中
970	13		和寒町	三和	天塩川	一級 ハオッハ川	358林班 沢		2.0	5.0			浄水場	町道 西和 15線道路		道 林務部	計画検討中
971	14		和寒町	福原	天塩川	一級 ハオッハ川	奥瀬川		1.7	5.0				町道 西和 15線道路		林野庁	計画検討中
972	15		和寒町	福原	天塩川	一級 ハオッハ川	22線川		1.0	3.0				町道 福原 21線道路		林野庁	計画検討中
973	16		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	菊川		0.7	2.0				町道 和寒 幌加内線		林野庁	計画検討中
974	17		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	11線川		1.3	4.0				町道 西和 11線道路		林野庁	計画検討中
975	18		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	373林班 号沢		1.7	5.0				町道 西和 11線道路		林野庁	計画検討中
976	19		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	373林班 2号沢		1.4	2.0				町道 西和 11線道路		林野庁	計画検討中
977	20		和寒町	西和	天塩川	一級 ハオッハ川	365林班 沢		1.0	1.0				町道 雨電 旭川線		林野庁	計画検討中
	21		和寒町	東和	天塩川	一級 ハオッハ川	龍の沢 川		0.3	12		1		町道 0.08 km	耕地 1.13	道建設部	計画検討中
	22		和寒町	東丘	天塩川	一級 ハオッハ川	十四線 沢川		0.7	39		4		町道 0.38 km	耕地 3.07	道建設部	計画検討中
	23		和寒町	東丘	天塩川	一級 ハオッハ川	日の出 川		0.52	50		1		町道 0.44 km	耕地 4.13	道建設部	計画検討中
	24		和寒町	東丘	天塩川	一級 ハオッハ川	十六線 沢川		1.05	60		4		道々主別和 線 0.45 km 町道 0.08 km	耕地 3.41	道建設部	計画検討中
	25		和寒町	東丘	天塩川	一級 ワカガエ ンナイ川	東丘の 沢川		0.3	17		2		町道 0.20 km	耕地 5.63	道建設部	計画検討中
	26		和寒町	朝日	天塩川	一級 朝瀨川	朝日一 の沢川		0.83	89		2		JR 宗谷本 線 0.16 km 高速道路 0.08 km	耕地 2.25	道建設部	計画検討中
	27		和寒町	朝日	天塩川	一級 マタルク シケネチ	朝瀨川		1.08	99		3		JR 宗谷本 線 0.16 km 高速道路 0.05 km 国道 40 号 0.10 km	耕地 0.26	道建設部	計画検討中
	28		和寒町	西和	天塩川	一級 西幌川	西和の 沢川		0.75	31		2		町道 0.35 km	耕地 2.92	道建設部	計画検討中
	29		和寒町	西和	天塩川	一級 西幌川	真鍋裏 の沢川		0.5	15		3		道々和寒幌 加内線 0.28 km	耕地 4.72	道建設部	計画検討中
	30		和寒町	西和	天塩川	一級 西井川	西和一 の沢川		0.7	57		1		町道 0.21 km	耕地 3.58	道建設部	計画検討中

出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

第4章 - 別表4 危険物取扱所及び貯蔵所

(平成20年1月現在)

事業所	事業所名	設置場所	区分	種類	数量
1	JAきたひびき和寒基幹支所				
	農協会館	西町	地下タンク貯蔵所(重油)	第3石油類	5,000
	ライスセンター	三笠	地下タンク貯蔵所(灯油)	第2石油類	10,000
	給油所	南町	給油取扱所		64,050
				第1石油類	40,000
				第2石油類	20,000
				第3石油類	2,050
2	日本放送協会旭川放送局 塩狩中継所	塩狩	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,000
	和寒町				
3	公民館	北町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	町民センター	西町	地下タンク貯蔵所	第3石油類	7,000
	保育所	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,600
	旧中和小学校	中和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	旧三和小学校	三和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	総合体育館	三笠	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
	町立病院(福祉センター)	西町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	廃棄物最終埋立処分場浸出水処理施設	西和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	乾燥調整貯蔵施設(農協)	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	10,000
	和寒小学校	北町	一般取扱所	第2石油類	5,000
和寒中学校	松岡	一般取扱所	第2石油類	3,000	
4	前川石炭販売(有)				
		北町	移動タンク貯蔵所(46-1)	第2石油類	4,000
5	有限会社豊和産業 給油所				
		三笠	移動タンク貯蔵所(51-32)	第2・2石油類	4,000
		三笠	移動タンク貯蔵所(12-62)	第2・3石油類	4,000
		三笠	給油取扱所		49,900
				第1石油類	15,000
6	信菱興業株式会社 給油所				
		南町	移動タンク貯蔵所(30-87)	第2石油類	4,000
		南町	移動タンク貯蔵所(324)	第2石油類	4,000
		南町	給油取扱所		70,000
				第1石油類	20,000
7	北産木材工業株式会社	東町	地下タンク貯蔵所(休止)	第3石油類	10,000
		東町	屋外タンク貯蔵所(休止)	第3石油類	6,100
8	ウェブ工業株式会社	朝日	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	51,000
9	株式会社塩狩温泉(休止)	塩狩	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
10	和寒コンクリート株式会社	三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
		三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	19,500

事業所	事業所名	設置場所	区分	種類	数量
11	山田ブロック工業株式会社 (休止)	三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	9,695
12	丸親きのこ生産組合 (休止)	三笠	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	1,800
13	塩狩きのこ生産組合	朝日	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
14	北海道立和寒高等学校	日の出	地下タンク貯蔵所	第3石油類	6,000
15	北日本床土株式会社	三笠	地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
16	日本道路公団和寒IC	三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	3,000

第4章 - 別表5 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

1 水防用資機材の備蓄状況

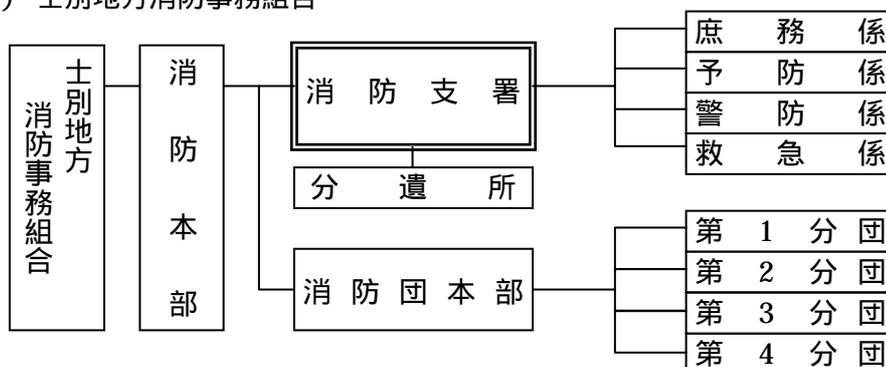
品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛け矢	灯光器
数量	300	43	2	4	5

2 給水資機材の保有状況

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	1	1000	水防倉庫
ポリタンク	60	18	〃

第4章 - 別表6 消防組織

1) 土別地方消防事務組合



2) 消防職員配置 (条例定数 14 人)

階級別 區別	階級別					計
	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
消防和寒支署	1	1	4	5	2	13

3) 消防団員配置 (条例定数 62 人)

階級別 區別	階級別							計
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
計	1	1	4	4	4	8	39	61

第4章 - 別表7 消防施設整備状況

1) 車輛

種類	台数
消防ポンプ自動車	1台
水そう付消防ポンプ自動車	3台
小型動力ポンプ付積載車	1台
救急自動車	1台
指揮広報車	1台

2) 消防水利施設

地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓
西町地区	8	3	東丘地区	2	4	松岡地区	2	2
南町地区	6		日ノ出地区	1	3	北原地区	1	1
北町地区	3		中和地区	1	3	西和地区		3
東町地区	4	6	三和地区	2	1	大成地区		2
三笠地区	3	10	菊野地区	2	1	川西地区他		6

3) 資機材

区分	種類	数量	区分	種類	数量
救助器具	救命浮輪	2	救助器具	スノーボード	1
救助器具	救命胴衣	5	救助器具	レスキューツール	1
救助器具	救助マット	1	救助器具	救助用バスケット	1
消防用器具	耐熱服	2	消防用器具	消防ホース 町野 65mm	157
消防用器具	耐電衣	2	消防用器具	背負式消化器具	5
消防用器具	耐電手袋	2	消防用器具	組立水槽 2,500	1
消防用器具	耐電長靴	2	消防用器具	組立水槽 500	1
消防用器具	空気呼吸器	5	消防用器具	発泡機	3
消防用器具	空気ポンペ	10	消防用器具	泡ノズル	4
消防用器具	エアソー	1	消防用器具	発電機(移動) 投光機	6
消防用器具	ポートタワー	1	消防用器具	梯子(2連)	3
消防用器具	可搬式ウィンチ	1	消防用器具	梯子(3連)	2
消防用器具	チェーンソー	1	消防用器具	水損防止シート	7
消防用器具	酸素溶断機	1	消防用器具	赤外線カメラ	1
消防用器具	エンジンカッター	1	保安器具		
消防用器具	緩降機	1	消化剤	泡原液(合成界面活性剤)	320
消防用器具	ロープ 100m	1	消化剤	油吸着マット	34
消防用器具	ロープ 50m	1	消化剤	油処理剤	136
消防用器具	廃煙機	1	消化剤	油吸着剤(ACライト)	30kg
消防用器具	携帯用コンクリート破壊器具	1	救急救助隊用具		
消防用器具	消防ホース 町野 50mm	133	その他	可燃性ガス測定機	1

第4章 - 別表8 対象地区別避難所及び避難場所

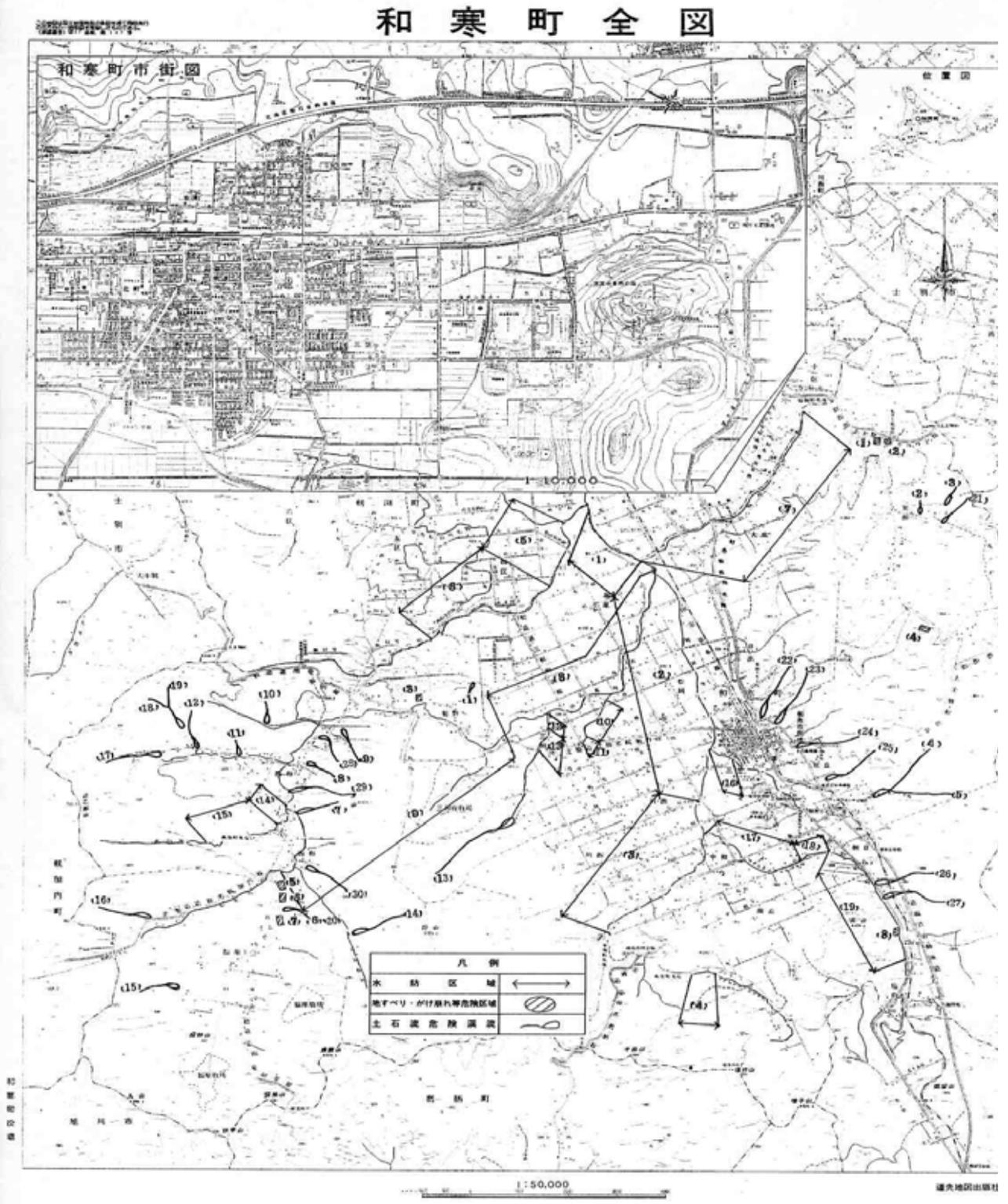
1 一時避難所

地 区 名	名 称	所 在 地	避 難 時 節 の 別
恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草自治会	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	風水害・地震
中和自治会	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	風水害・地震
三和・菊野自治会	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	風水害・地震
西和・福原自治会西和地区	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	風水害・地震
東山自治会	旧大成小学校グラウンド	和寒町字大成	風水害・地震
松岡・北原自治会北原地区	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	風水害・地震
松岡・北原自治会松岡地区、東山自治会日ノ出地区	和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	風水害・地震
かたくり、三笠南自治会	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	風水害・地震
西和・福原自治会福原地区	旧福原小学校グラウンド	和寒町字福原	風水害・地震

2 避難所

地区名	名称	所在地	電話番号	避難時の別
西町、若草自治会の一部	和寒町公民館	和寒町字北町	32-2477	風水害・地震
若草自治会の一部、芳生苑	青少年会館	和寒町字三笠	32-2266	風水害・地震
仲町自治会	和寒町民センター	和寒町字西町	32-2421	風水害・地震
大通自治会旧3区	西町町民センター	和寒町字西町	32-2341	風水害・地震
恵みヶ丘自治会の一部	交流施設ひだまり	和寒町字北町	32-3300	風水害・地震
松岡・北原自治会松岡地区	和寒中学校	和寒町字松岡	32-2057	風水害・地震
中和自治会	中和地域センター	和寒町字中和	32-4090	風水害・地震
三和・菊野自治会	三和地域センター	和寒町字三和	32-3196	風水害・地震
西和・福原自治会西和地区	西和地域センター	和寒町字西和	32-5038	風水害・地震
西和・福原自治会福原地区	福原集会所	和寒町字福原	32-5006	風水害・地震
東山自治会大成東和地区	大成寿の家	和寒町字大成	32-5038	風水害・地震
中和自治会朝日地区	朝日集会所	和寒町字朝日	32-2136	風水害・地震
中和自治会塩狩地区	塩狩峠記念館	和寒町字塩狩	32-4088	風水害・地震
恵みヶ丘自治会の一部	東町地域センター	和寒町字東町	-	風水害・地震
かたくり自治会の一部	三笠地域センター	和寒町字三笠	32-4777	風水害・地震
松岡・北原自治会松岡地区	松岡地域センター	和寒町字松岡	-	風水害・地震
松岡・北原自治会北原	北原地域センター	和寒町字北原	32-2646	風水害・地震
かたくり、三笠南自治会	和寒町総合体育館	和寒町字三笠	32-4470	風水害・地震
大通自治会旧4・5区、東山自治会日ノ出地区	和寒高校	和寒町字日ノ出	32-2149	風水害・地震

第4章 - 別図1 災害危険図



第5章 - 別表1 被害状況の判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2)3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2)3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2)3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>

被害区分		判断基準
	共同利用施設	農業共同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
水産被害	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。

被害区分		判断基準
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第5章 - 別表2 車両確保の現況

1 町有車両の現況

車種	台数(台)	所属(管理)課	台数(台)
乗用車	8	総務課	1
		建設課	2
		産業振興課	2
		保健福祉課	1
		教育委員会	1
		町立病院	1
軽自動車	7	総務課	1
		保健福祉課	3
		教育委員会	1
		健楽苑	1
		芳生苑	1
ライトバン	2	総務課	1
		土地改良事業所	1
バス	6	建設課	5
		健楽苑	1
小型貨物車	3	住民課	1
		産業振興課	1
		教育委員会	1
軽トラック	3	産業振興課	1
		農想塾	1
		教育委員会	1
ワゴン車	3	建設課	1
		教育委員会	1
		健楽苑	1

第5章 - 別表3 ヘリコプター発着可能地

管内	小学校区	場所	住所	緯度経度
上川	和寒	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	北緯 44 度 01 分 31 秒 東経 142 度 24 分 56 秒
上川	"	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	北緯 44 度 59 分 39 秒 東経 142 度 24 分 40 秒
上川	"	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	北緯 44 度 01 分 10 秒 東経 142 度 22 分 05 秒
上川	"	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	北緯 44 度 01 分 15 秒 東経 142 度 18 分 22 秒
上川	"	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	北緯 44 度 02 分 58 秒 東経 142 度 22 分 45 秒
上川	"	和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	北緯 44 度 01 分 35 秒 東経 142 度 23 分 45 秒
上川	"	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	北緯 44 度 00 分 52 秒 東経 142 度 25 分 03 秒

第5章 - 別表4 災害応急金融計画（大要）

（平成16年度）

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率年3% 但し据置期間中及び修学資金は無利子、長期生活支援資金については、年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方						
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備考	
	更正資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1年 以内 18月	7年 以内 9年	措置期間 災害による場合は最大24月
		技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費	低 1,100,000 障 1,300,000	6月	8年	措置期間 災害による場合は最大24月
	福祉費	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6月	3年	
		障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6年	
	福祉資金	障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000		6年	
		中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10年	

融資の名称		内容・資格・条件等				
生活福祉資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備考
	就学資金	就学費	低所得世帯に属する者が高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費 （高校、専修学校高等課程） 月 35,000 （高専） 月 60,000 （短大、専修学校専門課程） 月 60,000 （大学） 月 65,000	卒業後 6月以内	15年	
		就学支度金	入学に際し必要な経費	500,000		
	住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6月	7年	措置期間 災害による場合は最大 24 月
	療養・介護資金	低所得世帯又は高齢者世帯に対し世帯員の負傷又は疾病の療養（療養を必要とする期間が 1 年以内の場合に限る。）に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費（原則として 1 年以内の場合に限る）	1,700,000	6月	5年	措置期間 災害による場合は最大 24 月
	災害支援資金	低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立更正するために必要な経費	1,500,000	12月	7年	
	緊急小口資金	緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2月	4月	
長期生活支援資金	毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額	償還期限 貸付契約の終了時		一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う	

融資の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の 種類	貸付対象等	貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置期 間	償還期 間	利率
母子・寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、 文具販売、菓子小売業等 母子福祉団体においては 政令で定める事業）を開 始するのに必要な設備 費、什器、機械等の購入 資金 2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	無利子
	事業 継続 資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母 子福祉団体については政 令で定める事業）を継続 するために必要な商品、 材料等を購入する運転資 金 1,420,000		6ヶ月	7年 以内	無利子
	修学 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	高校、専門学校 （高等課程） 短大、専修大学 （専門課程） 大学 公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該学 校卒業 後 6ヶ月	20年以 内専修 学校 (一般 課程は 5年以 内)	無利子
	技能 習得 資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会 社等に就職するために必 要な知識、技能を習得す るために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等） 月額 50,000 (特1回 450,000)	知識、技能を 習得する期 間中3年をこ えない範囲 内	知識技 能習得 後 6ヶ月	10年 以内	無利子
	修業 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	事業を開始し又は就職す るために必要な知識、技能 を習得するために必要な 資金 月額 50,000 (特1回 450,000) (注) 修業施設で知 識、技能習得中の児 童が18歳に達した ことにより児童扶 養手当等の給付を 受けることができ なくなった場合上 記額に児童扶養手 当額を加算	知識、技能を 習得する期 間中3年をこ えない範囲 内	知識技 能習得 後 6ヶ月	6年 以内	無利子
	就職 支度 金	母子家庭の母又 は児童 父母のいない児 童 寡婦	就職するために直接必要 な衣服、履物等を購入す る資金 100,000 (特別 320,000)		1ヶ月	10年以 内	無利子

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
医療介護資金	母子家庭の母又は児童寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	310,000 (特1回450,000) 介護500,000		6ヶ月	5年以内	無利子
生活資金	母子家庭の母寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般)103,000 (技能)140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得(医療)後6ヶ月	10年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6ヶ月	7年以内	
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内		生活安定8年以内 失業5年以内	年3%
住宅資金	母子家庭の母寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6ヶ月	7年以内(保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅)75,000 (自宅外)85,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000		6ヶ月	20年以内(専修学校(一般課程5年以内))	無利子
結婚資金	母子家庭の母寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000		6ヶ月	5年以内	年3%
特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲	6ヶ月	10年以内	無利子

母子・寡婦福祉資金

融資の名称	内容・資格・条件等																														
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付限度</th> <th>利率</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 1,500,000 円</td> <td rowspan="10">年 3%</td> <td rowspan="10">3 年</td> <td rowspan="10">10 年</td> <td rowspan="10">半年賦 年賦</td> </tr> <tr> <td>家財等の損害</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 1,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 住宅の半壊 1,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住宅の全壊（1 の場合を除く） 2,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>と とが重複した場合</td> </tr> <tr> <td>ア と のアが重複した場合 2,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ と のイが重複した場合 2,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ と のウが重複した場合 3,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</td> <td rowspan="3">〔措置期間は無利子〕</td> <td rowspan="3">〔特別の事情がある場合は 5 年〕</td> <td rowspan="3">〔措置期間を含む〕</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ア のイの場合 2,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ のウの場合 2,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ のイの場合 3,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法	世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 1,500,000 円	年 3%	3 年	10 年	半年賦 年賦	家財等の損害	ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 1,500,000 円	イ 住宅の半壊 1,700,000 円	ウ 住宅の全壊（1 の場合を除く） 2,500,000 円	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000 円	と とが重複した場合	ア と のアが重複した場合 2,500,000 円	イ と のイが重複した場合 2,700,000 円	ウ と のウが重複した場合 3,500,000 円	次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は 5 年〕	〔措置期間を含む〕		ア のイの場合 2,500,000 円	イ のウの場合 2,500,000 円	ウ のイの場合 3,500,000 円			
貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法																											
世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 1,500,000 円	年 3%	3 年	10 年	半年賦 年賦																											
家財等の損害																															
ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 1,500,000 円																															
イ 住宅の半壊 1,700,000 円																															
ウ 住宅の全壊（1 の場合を除く） 2,500,000 円																															
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000 円																															
と とが重複した場合																															
ア と のアが重複した場合 2,500,000 円																															
イ と のイが重複した場合 2,700,000 円																															
ウ と のウが重複した場合 3,500,000 円																															
次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は 5 年〕	〔措置期間を含む〕																												
ア のイの場合 2,500,000 円																															
イ のウの場合 2,500,000 円																															
ウ のイの場合 3,500,000 円																															

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については 6 月ないし 1 年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）	貸付金の額は、1 世帯当たり限度額は 350 万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 対象災害	災害救助法施行令第1条第1項第1号から3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害				
	2 融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者 ・毎月の返済額の4倍以上の月収がある者 				
	3 融資条件					
		区分	建設	新築購入	中古購入	補修
	融資対策	住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること 建築基準法等の関係法令に適合すること 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること			
		住宅部分 床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
		木造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
	返済期間	耐火構造 準耐火構造 木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)
	貸付金利	年1.7%(平成16年12月14日現在)				
	受付期間	災害発生の日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道・市町村 住宅金融公庫支店 住宅金融公庫の代理店 (各受託金融機関)	住宅金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持 安定資金	貸付の対象	災害により資金を必要とする場合、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円
	償還期間	20年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.9～1.6%（H13.9.13現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 農林漁業金融公庫及び農林中央 金庫等公庫の事務受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置要綱	
北海道 農林漁業金融公庫 農林中金	農林漁業金融公庫法	

様式

第3章 - 様式1 注意報、警報並びに情報等受理票

注意報、警報並びに情報等受理票

決 裁	町 長	助 役	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
発信日時	年 月 日	午前 時 分 午後			電話・電報・防災無線 連絡 その他()		
発信者					受信者	印	
予警報の 種 類					発表時刻	時 分	
受 理 事 項	発表機関						

処 理 方 法							

第4章 - 様式1 水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日
至 年 日

(市町村名)

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費				
						団体数	主要資材	その他資材	計	
県(都道府)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第5章 - 様式1 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (支庁・市町村名等)			受信機関 (支庁・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称)	月 日 時 分設置		
	(設置日時)			
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第5章 - 様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

			月 日 時現在										
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因									
災害発生場所													
発信	機関（市町村）名		受信	機関（市町村）名									
	職・氏名			職・氏名									
	発信日時			受信日時									
月 日 時 分		月 日 時 分											
項目		件数等	被害金額（千円）	項目									
				件数等	被害金額（千円）								
人的被害	死者	人	個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	河川	箇所								
	行方不明	人		海岸	箇所								
	重症	人		砂防設備	箇所								
	軽症	人		地すべり	箇所								
	計	人		急傾斜地	箇所								
住家被害	全壊	棟		道路	箇所								
		世帯		橋梁	箇所								
		人		小計	箇所								
	半壊	棟		土木被害	市町村事	河川	箇所						
		世帯			道路	箇所							
		人			橋梁	箇所							
	一部破損	棟			小計	箇所							
		世帯			港湾	箇所							
		人			漁港	箇所							
	床上浸水	棟			下水道	箇所							
		世帯			公園	箇所							
		人			崖くずれ	箇所							
	床下浸水	棟			水産被害	計	箇所						
		世帯				漁船	沈没流出	隻					
		人				破損	隻						
計	棟	計	隻										
	世帯	漁港施設	箇所										
	人	共同利用施設	箇所										
非住家被害	全壊	公共建物	棟	その他施設		箇所							
		その他	棟	漁具（網）		件							
	半壊	公共建物	棟	水産製品		件							
		その他	棟	その他		件							
計	公共建物	棟	計										
	その他	棟											
農業被害	農地	田	流出・堰等	ha				林業被害	道有林	林地	箇所		
			浸水	ha						治山施設	箇所		
		畑	流出・堰等	ha						林道	箇所		
			浸水	ha			林産物			箇所			
	農作物	田	ha			その他	箇所						
		畑	ha			小計	箇所						
	農業用施設	農業用施設	箇所			一般民有林	林地		箇所				
		共同利用施設	箇所				治山施設		箇所				
		営農施設	箇所				林道		箇所				
		畜産被害	箇所				林産物		箇所				
		その他	箇所				その他		箇所				
		計					小計		箇所				
計				計	箇所								

項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
衛生被害	水道	箇所		社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所	社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所		法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	その他	計		箇所	
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所		
火葬場	箇所	鉄道施設	箇所					
計	箇所	被害船舶	隻					
商工被害	商業	件	空港		箇所			
	工業	件	水道		戸	-		
	その他	件	電話		回線	-		
	計	件	電気		戸	-		
公立文教施設施設	小学校	箇所	ガス		戸	-		
	中学校	箇所	ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所	都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所	計		-			
	計	箇所	被害総額					
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数	世帯			危険物	件			
罹災災者数	人			その他	件			
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道(支庁)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料(別葉で報告) 災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) 個人情報につき取り扱注意 応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

第5章 - 様式3 公用令書等 (別表 第1号様式 ~ 第6号様式)

別表 第1号様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">従 事 第 号</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0 0 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり <small>従事 協力</small> を命ずる。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">処 分 権 者</p> <p style="margin: 0 0 0 10px;">印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 20%;">従事すべき業務</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>従事すべき期間</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき日時</td><td></td></tr> <tr><td>出頭すべき場所</td><td></td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第2号様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">保 管 第 号</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 10px 0 0 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">処 分 権 者</p> <p style="margin: 0 0 0 10px;">印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 者 印 年 月 日 処 分 権 者							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第号) にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印	
変更した処分の内容	
(Empty space for content)	

(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第号) にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日 交付	
	和 寒 町 長 交付責任者
	印 印

規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

第5章 - 様式4 避難所収容台帳（避難所）

（避難所）

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計（ 日間）						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

第5章 - 様式5 避難所設置及び収容状況（和寒町）

（和寒町）

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで				
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

第5章 - 様式6 規制の標識等



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することが出来る。

第5章 - 様式7 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)		
使用者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備 考 用紙は日本工業規格A5とする。

第5章 - 様式8 世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全 壊 (焼)													
流 失													
半 壊 (焼)													
床上(下)浸水													

第5章 - 様式11 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先(避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

第5章 - 様式12 物資の給与状況

(和寒町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となつた 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布				
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

第5章 - 様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要 請 機 関		和 寒 町 役 場							
担 当 者 職 氏 名									
連 絡 先		TEL				FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月		時		分	
	災害発生日時	年		月		時		分	
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希 望 す る 活 動 内 容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況		離 着 陸 場 名							
		特 記 事 項		(照 明 ・ マ ー ク 、 吹 き 渡 し 、 離 着 陸 場 の 状 況 (障 害 物 等) ほ か)					
必 要 と す る 資 機 材						現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 先						救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況			
他 機 関 の 応 援 状 況		他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名							
		現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況							
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名)							
		(職 ・ 氏 名)							
無 線 連 絡 方 法		(周 波 数)						H z	
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

第5章 - 様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日		年	月	日	時	分
1 要請市町村名		中川町	電話		FAX	
担当者		課名	職名	氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地						
担当者(医師名)		医師	氏名			
3 受入れ医療機関名						
所在地						
電話		FAX				
受入れ医療機関の了承					有・無	
4 ふりがな 患者氏名		生年月日	年	月	日生	歳 男・女
		体 重	kg		職業	
ふりがな 住所						
ふりがな 病名						
5 付添搭乗者(医師、看護師の所属: 依頼病院) ・ 受入医療機関)						
氏 名	医師		年齢	歳	体重	kg
	看護師					
	付添人	続柄				
6 運航上の必要事項						
(1) 患者に装備されている医療機器の状況						
点滴(規格 ×、重量 g) 保育器(規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g)						
酸素吸入器(規格 ×、重量 g)						
その他(名称、規格 ×、重量 g)						
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格						
依頼病院		kg	kg	kg		
受入れ医療機関		kg	kg	kg		
現 地 離 着 陸 場			メモ			

第5章 - 様式15 自衛隊の災害派遣要請

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

和 寒 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

連絡責任者(所属課・係、職名、氏名)及び連絡先を必ず明記のこと。

第5章 - 様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

和 寒 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け(要請文書番号)をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

和寒町地域防災計画
- 資料編 -

平成20年5月
和寒町防災会議
事務局 和寒町総務課